

## 青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱（令和2年6月5日青森県総務部長決定。以下「給付要綱」という。）第14の規定により、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金（以下「給付金」という。）に関する事務の取扱いその他給付要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (生計維持者の住所が2以上ある場合の給付金の給付の取扱い)

第2 給付金は、生徒の生計維持者の住所が2以上ある場合であって、その住所のいずれかが他の都道府県の区域にあるときは、給付要綱に規定するもののほか、次に掲げる要件の全てに該当する生計維持者に対して給付するものとする。

- (1) 県内の区域にある生計維持者の住所の世帯に属する者の数が、他の都道府県の区域にある生計維持者の住所の世帯に属する者の数以上であること。
- (2) 他の都道府県の区域にある住所の世帯に属する生計維持者が当該都道府県の知事に対し、この給付金に類する金銭の給付に関する申請をしないこと。

### (給付の申請の期限)

第3 給付要綱第6第1項に規定する別に定める日は、基準日の属する年度の11月末日（家計急変世帯に係る申請の場合にあつては基準日の属する年度の2月末日、災害等による制服の喪失・毀損に係る申請の場合にあつては随時）とする。

### (給付の申請に関する取扱い)

第4 給付要綱第6の規定にかかわらず、生計維持者は、生徒が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等専攻科に在学している場合にあつては、知事に対し、給付金の給付の申請を直接行うことができるものとする。

### (給付の申請に係る添付書類に関する取扱い)

第5 給付要綱第6の規定にかかわらず、県内に高等学校等専攻科を設置する者は、その設置する高等学校等専攻科に在学する高校生等に係る在学証明書を当該高等学校等専攻科の長から直接徴取するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県内に高等学校等専攻科を設置する者は、別に定めるところにより、生計維持者が行う給付金の給付の申請に係る添付書類の一部の徴取を省略することができる。

### (授業料以外の教育費との相殺に関する取扱い)

第6 生計維持者は、給付要綱第8の規定による給付金の受給の委任を希望するときは、学校設置者又は学校長に対し、委任状（様式第1）を提出するものとする。この場合において、委任状の提出を受けた学校設置者又は学校長が、知事に対し、当該委任状及び申出書（様式第2）を提出したときは、当該学校設置者又は学校長が当該生計維持者に代わって給付金を受領することができる。

(新入生に対する一部給付の早期化に関する取扱い)

第7 別紙1に定めるところによるものとする。

(家計急変世帯への支援に関する取扱い)

第8 別紙2に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度分給付金の給付から適用する。

2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒に係るこの要領の適用については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度分給付金の給付から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月15日から施行し、令和7年度分給付金の給付から適用する。

## 新入生に対する一部給付の早期化について

### 1 概要

低所得世帯の生徒が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、新入生に対する4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の早期給付を実施するものである。

### 2 補助対象世帯について

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の早期給付を行う場合は、給付要綱第4第1項の表に定める世帯区分に該当することについて、4月1日現在の状況及び前年度の課税証明書等により確認し、給付要綱第4第1項の表に定める単価に4分の1を乗じた額を給付することとする。
- ② 7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）の給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。
- ③ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、給付要綱第4第1項の表に定める世帯区分に該当しないことを理由に給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合に、家計急変世帯への支援の対象とする。この場合における給付金の額（年額）は、4～6月分相当額及び別紙2の2（2）①ii)による額の合計額とする。ただし、給付要綱第4に定める給付金の額を上限とする。

例) 4月に前倒し給付を受給（世帯区分アに該当）したが、7月に課税世帯として年額給付の対象外となった者が、10月から家計急変支援（世帯区分アに該当）を受ける場合。

○私立高校等専攻科に在学している場合

・4～6月分相当額（私立高校等専攻科）

→ $52,100 \text{円} \times 1/4$ （4～6月分相当額）=13,025円 … ①

・10月～翌年3月分（私立高校等専攻科）

→ $52,100 \text{円} \times 6 \text{月}$ （10月～翌年3月分）/12月=26,050円 … ②

①+②=39,075円 < 52,100円（給付単価（年額））のため、家計急変支援としては、26,050円を給付。

### 3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の給付金の取扱いと同様とする。その場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、早期給付においては4月1日現在の状況によることとする。

## 家計急変世帯への支援について

### 1 概要

家計急変により生計維持者の収入が激減した世帯に対して、給付金の給付額に反映されるまでの間、支援を実施する。

### 2 補助対象世帯について

(1) 家計急変による経済的理由から、給付要綱第4第1項の表に定める世帯区分に相当すると認められる者を対象とする。

(2) 給付額及び家計の状況の確認

#### ① 新入生に対する早期給付を行わない場合及び在校生の場合

i) 7月1日までに家計が急変し、給付要綱に定める通常の給付金に係る期日までに申請のあった者には、給付要綱第4第1項の表に定める単価を給付する。

ii) 7月2日以降に家計が急変し、翌年2月末日までに申請のあった者には、給付要綱第4第1項の表に定める単価に基づき申請のあった翌月以降（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の月数に応じて算定した額を給付する。ただし、家計急変の発生した日が、確認書類等によって把握できる場合は、当該日の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。

iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立高等学校等専攻科の場合

○7月1日までに家計が急変（世帯区分アに該当）し、申請のあった者（iに該当する者）

→52,100円（年額）を給付

○9月に家計が急変（世帯区分アに該当）し、申請のあった者（iiに該当する者）

→52,100円×6月（10月～翌年3月）／12月=26,050円を給付

#### ② 新入生に対する早期給付を行う場合

i) 4月1日までに家計が急変し、青森県の定める4～6月相当分の給付金に係る期日までに申請のあった者には、給付要綱第4第1項の表に定める単価に4分の1を乗じた額を給付する。

ii) 4月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、①と同様の取扱いにより給付する。

iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立高等学校等専攻科の場合

○4月1日までに家計が急変（世帯区分アに該当）し、申請のあった者

→52,100円×1/4（4～6月分相当額）=13,025円を給付（iに該当する者）

※7～3月分相当額は、7月1日時点の状況に基づき改めて申請を受け、判定。

○4月2日以降7月1日までに家計が急変（世帯区分アに該当）し、申請のあった者（iiに該当する者）

→52,100円（年額）を給付

③ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記①、②の金額

に 81,000 円を加算することができる。

(3) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

### 3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の給付金の取扱い（新入生に対する早期給付を行う場合は、早期給付の取扱い）と同様とする。

この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについて、家計急変支援においては、原則として、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況によることとする。なお、2.(2)③の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況によることとする。

## 【参考】

### ○家計の状況の確認方法の例

家計の状況の確認方法の例を以下に示す。

#### (1) 確認書類

給付金を受けようとする生徒が、①生計維持者の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、③生計維持者の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

(確認書類の例)

- ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- ②課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）
- ③個人番号カードの写し、市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等又は生計維持者の市町村民税における扶養親族を申告する書類など

#### (2) 収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

<所得割合算額の見込が非課税の世帯の例>

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

※上記の例に該当しない場合及び給付要綱第4第1項の表に定める「生計維持者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が世帯区分イ又はウである世帯」の年収見込みは、個別に確認のこと。

#### (3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。
- ・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

$$3 \text{ ヶ月の平均給与月額} \times 12 \text{ 月}$$